

令和5年度第2回野洲市入札監視委員会 会議結果（要旨）

- 【日 時】 令和5年11月21日（火）午後1時30分～午後2時55分
【場 所】 野洲市役所 本館2階 庁議室
【出席者】 委員：野洲委員長、川浦委員、中村委員
事務局：川尻総務部長、山本総務課長、川端専門員、杉田主事
【傍聴者】 なし
【報道機関】 なし

1. 開会

総務部長あいさつ

2. 議題

(1) 入札及び契約手続の運用状況等の審議について

(ア) 令和5年度上半期に発注した建設工事及び建設関連業務委託について

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに発注した予定価格130万円超えの建設工事及び予定価格50万円超えの建設関連業務委託について、資料に基づき事務局から説明。

委員：一般競争入札で執行されている「比江水源地更新工事（電気・機械設備）」について、不落の原因というのは。

→事務局：応札業者が4者おられましたが全者が最低制限価格未満の応札であったことにより失格になりました。内訳書等による調査を総務課にて実施しましたが機器費の部分で応札業者との大きな差があったため、応札金額が低かったことが原因かと思われます。

→委員：予定価格はいくらですか。

→事務局：事後公表で403,470,000円になります。

→委員：今後、積算の際の見積徴求時にはできる限り細かい仕様を与えることで正確な見積の徴収に手掛けてください。また滋賀県のように見積積算の単価公表を行う等の検討をお願いします。

委員：委託業務の方が落札率が低い傾向があるので最低制限価格の算定式の見直しを検討してください。

→事務局：建設工事は公契連モデルの最新版に来年度から更新予定で準備を進めていますが委託業務についても検討を進めたいと思います。

(イ) 令和5年度上半期における入札参加停止等の措置案件について

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づき3者指名停止。野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づき3者指名停止したことを説明。

委員：物品役務の停止について、含まれるのは正しいのですか。物品役務と建設工事に関連性がないので必要ないのではないのでしょうか。

→事務局：野洲市入札監視委員会設置条例においては、物品購入に係る入札に関するものの審議、審査とあるため含んでいます。

→委員：そのようになると指定案件等にも物品役務を追加する必要があるのでは。

→事務局：物品役務は、担当課入札により執行しているところでありますので総務課にて情報を持っていないので現状では難しいところです。条例と運用を整理していきたいと思います。

委員：(株)さわやかクリーンですが契約を締結した後に解除されたということですか。

→事務局：契約期間で業務に着手している段階です。

→委員：一方で(株)ニッコクについては、契約締結前に拒否されたというところで履行期間中での契約解除と同様の停止期間になっています。履行期間中での解除の方が市にとって役務提供が止まってしまうことや再入札等で実務的な負担が大きいと思います。一般感覚で同期間であるのは疑問が残ります。

→事務局：期間については、停止基準に基づいて実施していますが適切な期間設定が出来るよう近隣市町の状況等を確認して必要に応じて見直しを図りたいと思います。

(ウ) 指定案件の審議について

工事2 学校給食センター改修工事

委員：制限付一般競争入札に参加されている時点で業務遂行の担保が十分とれていて、入札自体の競争性は十分に確保できていると思いますが最低制限価格が高止まりしていることで企業努力等の競争部分が反映できていないと感じます。入

札方式の違いで最低制限価格の率に差を設けてもいいのではないのかと思います。

→事務局：建設工事の最低制限価格については、算定式に公契連モデルで国の基準を採用しています。そして算定式についても公表をしているところでもあります。そのため、方式によって算定式を変えることは難しいと思います。ただ一方で低入札価格調査制度があり、調査基準価格から失格基準範囲内で応札があった場合、適用される制度です。該当業者が適正な工事の履行が出来るかを確認後、契約するものですが最低制限価格制度と合わせて案件によってはこのような制度の採用についても検討できればと思います。

→委員：事務負担も大きくなるが、このような金額の大きな案件については、総合評価方式とセットで、低入札価格調査制度の導入も検討してください。

工事 32、33 万葉台配水管布設替工事（第2工区）に伴う舗装復旧工事

委員：取止めとなった理由は何になりますか。

→事務局：昼間施工を想定しているところですが労務費の補正率を夜間施工にしていることが業者からの質疑対応中に判明したため、積算誤りとして取止めしたものです。

→委員：業者はなぜその質問をしたのでしょうか。

→事務局：昼間施工を想定して積算を進められていたところ、結果として予定価格と乖離があったので質問されたのではと想定されます。予定価格を事前公表していることもありこのようになったのではと思います。

→委員：舗装や交通安全施設工事において、くじが多くなっている原因の一つとしても予定価格の事前公表が考えられると思います。業者側の積算能力向上にも繋がるので予定価格の公表方法についても検討されてもいいのかなと思います。

委員：電子入札システムを導入されたとのことですが内訳書の提出は求めていますか。

→事務局：建設工事については、内訳書の提出を必須としています。

→委員：他団体では悪質な例としてある特定の業者が作成した内訳書を他の業者が再利用しているケースもありましたので、データ提出をされる際に作成者をチェックする等の対策もお願いします。

工事 55 市道三上市三宅線歩道整備工事

委員：工事の積算上は、割高になっていませんか。

→事務局：基本的に歩掛を使用して積算しているため、割高になっているとは考えていません。

委員：随意契約での執行をされていますが指名競争入札で執行をしても良かったのではないのでしょうか。

→事務局：鉄道敷地内の工事であり、軌道と隣接していることから安全確保のため、他の業者施工は困難であると判断しました。

委託 19 高専通学路概略設計業務委託

委員：指名されている側は 15 者いることは事前に分かるのですか。結果として 1 者しか応札されていないので。

→事務局：入札執行までは分かりません。積算時の見積業者も 15 者には含まれておりますがその業者も辞退をされています。

委員：落札者しか対応できない特殊な業務が含まれていたのですか。

→事務局：配置される管理技術者、照査技術士の要件として技術士、または RCCM 及び空間情報統括管理技術者の資格を有していることとしていますがそれほど難易度の高い要件を設定していることはないので業務として特殊とは考えていません。来年以降、実施設計等の業務を発注する予定ですので動向を注視していきたいと思えます。

委託 28 野洲市公共下水道ストックマネジメント管路点検調査業務委託（行畑・三上地区）

委員：当業務は基本的に落札者に以前から発注しているのですか。

→事務局：令和 2 年度以降、当該業務について地区を変えながら実施していますが合特法に関する協定に基づき、全て当該業者と契約しています。

委員：3 回目で落札されていますがもし 3 回目でも金額が折り合わない場合は、4 回目以降に進んでいくのですか。

→事務局：再度の入札執行は 2 回を限度とする旨を入札公告の際に明示しているため 3 回目で終了となります。

【以上の審議結果】

適切に処理されていると判断できる。

3. その他

次回の会議については、令和6年5月頃を予定しています。次回は川浦委員に案件指定をしていただきます。

4. 閉会

以上